

介護医療院運営規程

美里リハビリテーション病院介護医療院運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会医療法人黎明会が開設する美里リハビリテーション病院介護医療院（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な介護老人施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養室において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	美里リハビリテーション病院介護医療院
所在地	熊本県下益城郡美里町洞岳1308番地

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を58名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上

医師の職務は、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 介護支援専門員 1名 以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画

の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

- (4) 看護職員、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上

看護職員 10名 以上

看護職員の職務は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保険衛生管理とする。

- (5) 介護員、利用者の数が4又はその端数を増すごとに1名以上

介護員 15名以上

介護員の職務は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とする。

- (6) 薬剤師 1名

医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し、服薬指導を行う。

- (7) 管理栄養士 1名

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

- (8) リハビリ職員 8名 リハビリ職員の職務は、利用者の機能訓練に関する

こと、それに伴う介護職員への

指導などを行うこと。

- (9) 事務員 1名（常勤専従）

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

- (10) 放射線技師 相当数 （診療所と兼務）

- (11) 臨床検査技師 相当数 （診療所と兼務）

第三章 設備

（設備及び備品）

第6条 居室

利用者の居室は、4人部屋2室、3人部屋13室、2人部屋4室、1人部屋3室、
合計58床とする。

居室には、ベッド・枕元灯・家具（ロッカー）等を備品として備える。

第7条 レクリエーションルーム

施設利用者が交流し、共同で日常生活を営み又レクリエーションの場所とし必要な設備を備える。

第8条 調理室

病院施設と兼用で利用する。火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第9条 診察室

施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診察室を設ける。

診察室には、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第10条 浴室

浴室は、居室のある階に設ける。利用者が使用しやすい一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第11条 洗面設備及び便所

洗面設備及び便所は、居室のある階に男子・女子別々に設ける。

第12条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、食堂・機能訓練室・談話室・洗濯室・汚物処理室・エレベーターなどを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第13条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第14条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第15条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第16条 入所

施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介するなど適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第17条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生

活を営むことが出来ると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、看護職員・介護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかを検討する。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第18条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては、入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第19条 介護の取扱い

- (1) 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、その施設サービス計画に基づき、漫然且つ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するにあたっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明する。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の高い評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第20条 施設介護サービス

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第21条 介護内容

- (1) 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭をさせる。
- (3) 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを利用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、前各項のものの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- (7) 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- (2) 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第23条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(相談及び援助)

第25条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行

われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 3 施設は、要介護認定の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第26条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用者及びその他の費用)

第27条 利用料

- (1) 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を介護報酬告示上の額に乗じた金額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。
- (2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第28条 その他の費用

施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。尚、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- | | | | | |
|---|----------------------------------|------------|-------|--------|
| 1 | 居住費 | 居室内トイレ設置なし | 1日当たり | 377円 |
| 2 | テレビ設置料 | | 1日当たり | 110円 |
| 3 | 食費 | | 1日当たり | 1,700円 |
| 4 | 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | | | |
| | 行事食（敬老会、夏祭り、すしの日、バイキング食等） | | 1食当たり | 700円 |
| 5 | 電気器具持ち込みの利用料として、1日各 | 110円（税込み） | | |
| | 電気アンカ・ラジオ・電気ポット等 | | | |
| 6 | 理美容代 | | 実費 | |

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(協力病院)

第29条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

当施設は、宇城総合病院と定める。

2 施設は、治療を必要とする利用者の為に、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第30条 施設は、利用者の利用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第31条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第32条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第33条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

(事故発生時の対応)

第34条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要は措置を講ずる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第35条 施設は、現に施設サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第36条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(その他の事項)

第37条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携帯する事により、利用者又はその家族から求められた時はこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民またはその自発的活動等との連携又は協力を
行う等の地域とも交流を深めることとする。
- 5 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 6 従業者で亡くなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

第38条 夜間入所者の状態が悪化したときは、当施設長へオンコール体制とする。

第39条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

平成31年 4月 1日より改定。

令和 6年 4月 1日より改定。

令和 7年 6月 1日より改定。